

## 次世代育成支援一般事業主行動計画

社会福祉法人二葉保育園

当法人で働くそれぞれの職員が自分の生活をたいせつにしながら、その能力を存分に発揮して仕事ができるように、仕事と子育てを両立することができる職場環境を創り出していくために、行動計画を策定します。

### 1. 計画期間

令和元年 11 月 21 日～令和 6 年 11 月 20 日まで

### 2. 内 容

就業規則等に定められた、仕事と子育ての両立推進のための取り組みや諸手続について、すべての職員へ周知徹底し、十分な利用が図られるように、次の(1)～(5)に取り組む。

#### (1)育児のための短時間勤務制度の一層の利用促進

育児休業規則第 10 条に規定。育児休業明けの職員の多くが取得して、女性の就業継続につながっているため、この制度が設けられていることを引き続き周知し、いっそうの取得促進を図る。

#### (2)子の看護休暇の周知徹底及び取得促進

年次有給休暇とは別に定められている休暇で、育児休業規則第 13 条に規定。就業規則第 45 条にも別に看護休暇（子どもを含む家族の看護）が定められている。「子の看護休暇」は年次有給休暇、就業規則の看護休暇とは別に取得する可能であることを周知徹底する。

#### (3)男性の育児休業の周知徹底及び取得促進

全職員の 5 分の 1 が男性であり、子育て中の男性も少なくないが、ここ 5 年で男性の育児休業取得は 0 件である。積極的に取得促進を促すべく男性も育児休業を取得することができることを周知徹底する。

#### (4)育児休業制度全般の周知と管理職等の理解促進

- ①男性も育児休業は取得可能であること。また、専業主婦の夫も取得可能であること等を職員全体に周知する。
- ②①に加え、パパママ育休プラス等わかりづらい制度内容について管理職研修や事務職員勉強会等を通じて理解を図る。

(5)行動計画の周知・公表（法人 HP）と各事業所における仕事と子育ての両立についての具体的な取り組みの公表

### 3. 目 標

- (1)行動期間中に男性の育児休業取得率 7%以上をめざす
- (2)行動期間中に女性の育児休業取得率 75%以上をめざす
- (3)行動期間中に「くるみん」認定取得をめざす

### 4. 効果測定

上記 2 のうち(1)～(4)の周知徹底度を把握すべく、計画期間中は隔年ごと効果測定を行う。具体的には、全職員アンケート等を用いて設問を設け、回答してもらうことで、その周知度等を把握していく。(5)は、法人 HP 上に行動計画及び毎事業年度の事業報告書に取り組み状況を掲載する。

以上